

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2018年1月1日
日本機械輸出組合

新(2018年1月1日)			旧			
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)		HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)		
7308		構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第9406項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 (中略) 730820 000 一塔及び格子柱 (省略)	7308		構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第9406項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 (中略) 730820 100 一塔及び格子柱 900 一一鉄塔及びその部分品 一一その他のもの (省略)	旧730820100、730820900⇒730820000へ統合
8407		ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) (中略) 一ピストン式往復動機関(第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。) 840732 000 一一シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの <モーターサイクル用のもの及びスノーモービル用のものを除く。> (中略) 840734 000 一一シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの <モーターサイクル用のものを除く。> (省略)	8407		ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) (中略) 一ピストン式往復動機関(第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。) 840732 × 900 一一モーターサイクル用のもの 一一その他のもの<スノーモービル用のものを除く。> (中略) 840734 × 900 一一シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの 一一モーターサイクル用のもの 一一その他のもの (省略)	旧840732900⇒840732000へ統合 旧840734900⇒840734000へ統合
8444		844400 000 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機 (省略)	8444		844400 100 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機 900 一紡糸機 一一その他のもの (省略)	旧844400100、844400900⇒844400000へ統合
8445		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第8446項又は第8447項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械 一紡績準備機械 (中略) 844513 000 一一練糸機及び粗紡機 (省略)	8445		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第8446項又は第8447項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械 一紡績準備機械 (中略) 844513 100 一一練糸機及び粗紡機 一一綿用のもの 一一その他のもの (省略)	旧844513100、844513900⇒844513000へ統合

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2018年1月1日
日本機械輸出組合

新(2018年1月1日)		旧	
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)
8460	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤、その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第8461項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。) (中略) －その他の研削盤 (中略)	8460	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤、その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第8461項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。) (中略) －その他の研削盤 (中略)
846024	---その他のもの(数値制御式のものに限る。)	846024 000	---その他のもの(数値制御式のものに限る。)
100	----内面研削盤		
900	----その他のもの		
846029	---その他のもの ----円筒研削盤(芯無し式のものを除く。)	846029	---その他のもの ----円筒研削盤(芯無し式のものを除く。)
100	[削除]	200	----内面研削盤(芯無し式のものを除く。)
900	[削除] ----その他のもの (省略)	300	----芯無し研削盤
		900	----その他のもの (省略)
8708	部分品及び附属品(第8701項から第8705項までの自動車のものに限る。) (中略) －その他の部分品及び附属品 (中略)	8708	部分品及び附属品(第8701項から第8705項までの自動車のものに限る。) (中略) －その他の部分品及び附属品 (中略)
870899	---その他のもの	870899	---その他のもの
100	----車輪式トラクターのもの [削除]	100	----車輪式トラクターのもの
900	----その他のもの <無限軌道式トラクター以外の補修用ものを除く。>	200	----無限軌道式トラクターのもの
		900	----その他のもの<補修用ものを除く。>

旧846024000⇒
新846024100、846024900に細分化

旧846029200、846029300⇒削除
(846029900へ統合)

旧870899200⇒削除
(870899900へ統合)